刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条）	第一編　［同上］
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　書類及び送達（第三十七条―第六十五条）	第六章　書類及び送達（第三十七条―第六十五条）
第六章の二　電子情報処理組織による申立て等（第六十五条の二―第六十五条の八）	
［第七章　略］	［第七章　同上］
第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留（第六十七条―第九十二条の四）	第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留（第六十七条―第九十二条の三）
［第九章～第十三章　略］	［第九章～第十三章　同上］
第十四章　証拠保全（第百三十七条―第百三十八条の二）	第十四章　証拠保全（第百三十七条・第百三十八条）
第十五章　訴訟費用（第百三十八条の三―第百三十八条の八）	第十五章　訴訟費用（第百三十八条の二―第百三十八条の七）
第十六章　費用の補償（第百三十八条の九・第百三十八条の十）	第十六章　費用の補償（第百三十八条の八・第百三十八条の九）
第二編　第一審	第二編　［同上］
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　公判	第三章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　争点及び証拠の整理手続	第二節　［同上］
第一款　公判前整理手続	第一款　［同上］
第一目　通則（第二百十七条の二―第二百十七条の二十）	第一目　通則（第二百十七条の二―第二百十七条の十九）
第二目　争点及び証拠の整理（第二百十七条の二十一―第二百十七条の二十六）	第二目　争点及び証拠の整理（第二百十七条の二十―第二百十七条の二十五）
第三目　証拠開示に関する裁定（第二百十七条の二十七―第二百十七条の二十九）	第三目　証拠開示に関する裁定（第二百十七条の二十六―第二百十七条の二十八）
第二款　期日間整理手続（第二百十七条の三十）	第二款　期日間整理手続（第二百十七条の二十九）
第三款　公判手続の特例（第二百十七条の三十一―第二百十七条の三十四）	第三款　公判手続の特例（第二百十七条の三十―第二百十七条の三十三）
第三節　被害者参加（第二百十七条の三十五―第二百十七条の四十二）	第三節　被害者参加（第二百十七条の三十四―第二百十七条の四十）
［第四節　略］	［第四節　同上］
第四章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第二百二十二条の十三の二）	
第五章　即決裁判手続	第四章　即決裁判手続
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
［第三編～第六編　略］	［第三編～第六編　同上］
第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十四）	第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十二）
［第八編　略］	［第八編　同上］
附則	附則